

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年7月17日
【会社名】	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
【英訳名】	Sony Financial Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 茂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03-5290-6500（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 小林 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03-5290-6500（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 小林 淳
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 58,067,070円 （注）本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	27,770株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

当社は、2017年4月28日開催の取締役会において、当社並びに当社子会社の業務執行取締役及び執行役員（以下、これらを総称して「対象取締役等」といいます。）に当社グループの企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブを更に与えるとともに、対象取締役等と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役等に対して、新たに譲渡制限付株式を付与する報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2017年6月21日開催の第13回定時株主総会において、本制度に基づき、当社の業務執行取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。なお、本制度の概要等については、以下のとおりです。

< 本制度の概要等 >

対象取締役等のうち当社の業務執行取締役及び執行役員は、本制度に基づき当社が支給する金銭報酬債権の全部を、対象取締役等のうち当社子会社の業務執行取締役及び執行役員は、本制度に基づき当社子会社が支給する金銭報酬債権（なお、当社は、当該金銭報酬債権に係る当社子会社の当該子会社の業務執行取締役及び執行役員に対する債務について重畳的債務引受けをします。）の全部を現物出資財産として拠出し、当社普通株式を取得するものとします。本制度に基づき、当社が発行又は処分する当社普通株式の1株当たりの払込金額は、当社普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当社の取締役会において決定します。また、本制度に基づく当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で、概要、以下の< 本割当契約の概要 >に記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

本有価証券届出書の対象となる本新株発行は、本制度を踏まえ、2018年7月17日開催の当社の取締役会決議に基づき、割当予定先である対象取締役等に対して支給する当社及び当社子会社の本事業年度（2018年4月1日～2019年3月31日）の金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより行われます。今回、当社及び当社子会社は、対象取締役等46名に対し、本制度の目的、当社及び当社子会社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、譲渡制限付株式を取得するための出資財産として金銭報酬債権合計58,067,070円（このうち、当社が当社の業務執行取締役3名に対して支給する金銭報酬債権の合計は6,003,261円です。）を付与し、当社が発行する当社普通株式数合計27,770株（このうち、当社が当社の業務執行取締役3名に対して付与する当社普通株式数は2,871株です。）を付与します。なお、本制度の導入目的を実現するため、譲渡制限期間は3年間としております。

< 本割当契約の概要 >

譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、2018年8月7日から2021年8月7日まで（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下「本譲渡制限」といいます。）。

本譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役等が、本譲渡制限期間中継続して、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人又はその他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって本譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役等が、本譲渡制限期間中に任期満了、定年又は死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人又はその他これに準ずる地位のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、対象取締役等の就任日を含む月から対象取締役等が上記のいずれの地位をも喪失した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とします。）に本割当株式の数を乗じた数の本割当株式につき譲渡制限を解除するものとし、本譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。また、本譲渡制限が解除される対象とならない本割当株式は、当該解除後速やかに当社が当然に無償で取得します。

無償取得事由

対象取締役等が本譲渡制限期間中に当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人又はその他これに準ずる地位のいずれの地位をも喪失した場合（任期満了、定年又は死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除きます。）等一定の事由が発生した場合、当社は、原則として当該事由発生時に本割当株式を当然に無償で取得します。

株式の管理

本割当株式の本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。

組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、対象取締役等の就任日を含む月から組織再編等の承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とします。）に本割当株式の数を乗じた数の本割当株式につき、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に基づき、本譲渡制限が解除された直後の時点においてなお本譲渡制限が解除されていない本割当株式を、組織再編等の効力発生日の前営業日に当然に無償で取得します。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	27,770株	58,067,070	29,033,535
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	27,770株	58,067,070	29,033,535

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、譲渡制限付株式を対象取締役等に割り当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、本新株発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本新株発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は29,033,535円です。
3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づき当社及び当社子会社の本事業年度(2018年4月1日~2019年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権であり、内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
当社の業務執行取締役: 3名()	2,871株	6,003,261	本事業年度分 (2018年4月1日~2019年3月31日)
当社の執行役員: 4名	1,916株	4,006,356	本事業年度分 (2018年4月1日~2019年3月31日)
当社子会社の業務執行取締役: 6名()	5,264株	11,007,024	本事業年度分 (2018年4月1日~2019年3月31日)
当社子会社の執行役員: 33名	17,719株	37,050,429	本事業年度分 (2018年4月1日~2019年3月31日)

社外取締役を除きます。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,091	1,045.5	1株	2018年8月2日~ 2018年8月6日	-	2018年8月7日

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、譲渡制限付株式を対象取締役等に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本新株発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 本新株発行は、本制度に基づき当社及び当社子会社の本事業年度(2018年4月1日~2019年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 人事部門	東京都千代田区大手町一丁目9番2号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

- (注) 譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
-	350,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本新株発行は、本制度に基づき当社及び当社子会社の本事業年度（2018年4月1日～2019年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるため、金銭による払込みはありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本有価証券届出書による本新株発行とともに、2018年7月17日開催の当社の取締役会において、ストック・オプションの目的で、当社及び当社完全子会社の業務執行取締役に対する第三者割当の方法による新株予約権の発行を決議しております。当該新株予約権の発行の概要は以下のとおりです。

1. 新株予約権の名称

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 第3回新株予約権

2. 新株予約権の総数

316個とします。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。

3. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社業務執行取締役 3名 162個

当社完全子会社業務執行取締役 6名 154個

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は100株とします。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含みます。以下、株式分割の記載につき同じです。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整します。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合、当該株式分割の基準日の翌日（基準日の定めがないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」といいます。）に通知します。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知します。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

6. 新株予約権の権利行使期間

2018年8月8日から2048年8月7日までとします。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記6.の期間内において、当社及び当社子会社の業務執行取締役のいずれの役位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。ただし、上記のいずれの役位をも喪失した日の翌日から30日以内に当社又は当社子会社の業務執行取締役に就任することが予定されている場合はこの限りでないものとします。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、上記6.の期間内において、相続により承継した全ての新株予約権を一括してのみ行使することができます。上記は、新株予約権を相続により承継した者には適用しないものとします。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

9. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができます。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

10. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。

11. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。以下同じです。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記8. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会による承認を要するものとします。

新株予約権の行使条件

上記7. に準じて決定します。

新株予約権の取得条項

上記9. に準じて決定します。

12. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

13. 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とします。これは新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しません。

なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。

14. 新株予約権の割当日

2018年8月7日

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）2018年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年7月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2018年6月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2018年7月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2018年7月17日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
（東京都千代田区大手町一丁目9番2号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。